行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
港警察署	行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。				検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、 近正な事務処理を行われたい。	検出事項が発生した原因に ついては、平成31年度分の行 政財産使用料を徴収するため
	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付 させなければならない。(以下略)	の調定作業を失念していたことではある。 一
	食堂	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	175, 600円	令和元年5月8日		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年11月20日)